

労働者派遣事業のマージン率について

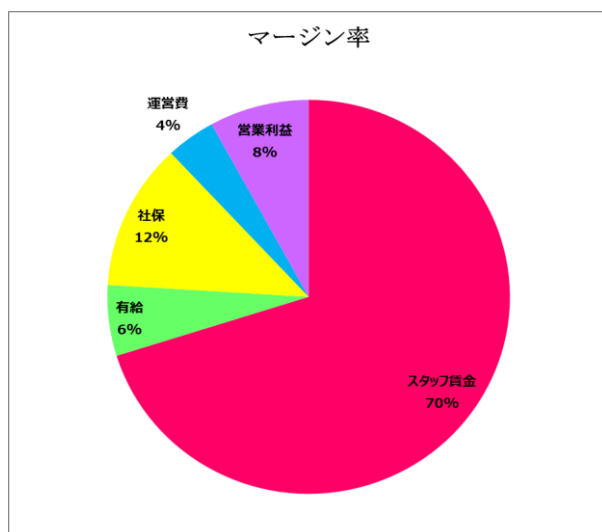
株式会社フレアン

平成 24 年 10 月 1 日施行（法第 23 条第 5 項）の改正労働者派遣法に基づく、マージン率の公開を下記のとおり公開いたします。

当社の労働者派遣事業に係るマージン率については概ね下記の内容となっております。

【マージン率 = (派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均額)/(派遣料金の平均額)】

■ マージン率



一番多くを占めるのが派遣社員の給与等で、料金金額の 70%となります。マージン率は 30%となっております。

マージン率に含まれるものとして

【会社負担保険料】

雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料

【派遣社員の有給休暇費用】

- ・派遣社員が取得する有給休暇等に充当した費用

【会社運営経費・他】

- ・資格取得や技能講習受講、外部研修会参加等の補助、支援に充当した費用
- ・営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃料や、通信費等をはじめとする諸費用
- ・派遣先における業務遂行中の対人・対物事故賠償リスク回避の総合賠償責任保険料
- ・営業利益が含まれます。

■教育訓練に関する事項について

1. 社会人研修
 2. PC 研修
 3. コンプライアンス研修
 4. マナー研修
- 等

■福利厚生

有給休暇、健康診断

以上